



# 宮 崎 県 公 報

平成30年4月9日(月曜日) 第 2985 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 41,700円

## 目 次

### 規 則

○証明手数料徴収規則の一部を改正する規則……………(財政課) 1

○県立高等水産研修所規則の一部を改正する規則(漁村振興課) 2

### 告 示

○都市計画の変更……………(都市計画課) 11

### 公 告

○宮崎県医療計画の変更……………(医療薬務課) 11

○第12次鳥獣保護管理事業計画の変更……………(自然環境課) 11

○基本測量の実施の通知……………(管理課) 11

頁

○公共測量終了の通知(3件)……………(管理課) 11

○都市計画の変更図書の写しの縦覧……………(都市計画課) 11

○開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) 11

### 選挙管理委員会告示

○平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に係る候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨……………12

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………29

○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………29

○不在者投票のできる施設の指定変更……………29

## 規 則

証明手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 宮崎県規則第41号

#### 証明手数料徴収規則の一部を改正する規則

証明手数料徴収規則(昭和32年宮崎県規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
第1条 この規則は、使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号。以下「条例」という。)第3条第1項第453号及び別表第2の453の項の規定に基づき、同号に規定する証明手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。				第1条 この規則は、使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号。以下「条例」という。)第3条第1項第453号の規定に基づく証明の事務、条例第5条の規定に基づく手数料の減免、 <u>条例別表第2の453の項の規定に基づく証明手数料の額その他証明手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</u>			
第3条 知事は、国又は地方公共団体の職員で職務上の必要により別表6の項に規定する証明を申請するものについては、 <u>手数料を免除することができる。</u>				第3条 知事は、国又は地方公共団体の職員で職務上の必要により別表6の項に規定する証明を申請するものについては、 <u>手数料を免除することができる。</u>			
2 前項の規定により証明を申請する者は、氏名、所属名及び連絡先並びに証明を要する事項及び証明を要する理由を明らかにしなければならない。				2 前項の規定により証明を申請する者は、氏名、所属名及び連絡先並びに証明を要する事項及び証明を要する理由を明らかにしなければならない。			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
事務	区分	単位	金額	事務	区分	単位	金額
[略]				[略]			
6 県税等に関する証明	(1) 地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の21第1項各号に掲げる事項の証明。ただし、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第97条の2第1項及び鉱業法施行規則(昭和26年通商産業省令第2号)第4条の2(同規則第20条第4項において準用する場合)	1件につき (1件の計算の基準は別に定める)	[略]	6 県税等に関する証明	(1) 地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の21第1項各号に掲げる事項の証明。ただし、 <u>同項第1号の徴収金を地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第3項の口座振替の方法により徴収した事実の証明並びに道路運送車両法(昭和26年法律第185</u>	1件につき (1件の計算の基準は、別に定める。)	[略]

<p>合を含む。以下同じ。）に規定する滞納がないことの証明を除く。</p> <p>(2) [略]</p> <p>[略]</p>	<p>同</p>	<p>号) 第97条の2第1項及び鉱業法施行規則（昭和26年通商産業省令第2号）第4条の2（同令第20条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による滞納がないことの証明を除く。</p> <p>(2) [略]</p> <p>[略]</p>	<p>同</p>
---	----------	---	----------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県立高等水産研修所規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第42号

県立高等水産研修所規則の一部を改正する規則

県立高等水産研修所規則（平成9年宮崎県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後										
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 養成部門（第3条—第14条）</p> <p>第3章 研修部門（第15条—第21条）</p> <p>第4章 雑則（第22条・第23条）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第7条及び第13条の規定に基づき、県立高等水産研修所（以下「研修所」という。）の管理に<u>関し</u>必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（養成部門及び研修部門の設置）</p> <p>第2条 研修所に養成部門及び研修部門を置き、<u>その教育及び研修の内容はそれぞれ次のとおりとする。</u></p> <p>[略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 養成部門（第4条—第15条）</p> <p>第3章 研修部門（第16条—第21条）</p> <p>第4章 <u>施設の利用（第22条—第26条）</u></p> <p>第5章 雑則（第27条・第28条）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第7条及び第13条の規定に基づき、<u>県立高等水産研修所（以下「研修所」という。）の管理及び運営に</u>関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（養成部門及び研修部門の設置）</p> <p>第2条 研修所に養成部門及び研修部門を置き、<u>養成部門の教育（以下「教育」という。）及び研修部門の研修（以下「研修」という。）の内容は、それぞれ次の表のとおりとする。</u></p> <p>[略]</p> <p>（施設の優先的使用、利用者等）</p> <p>第3条 <u>研修所の施設は、養成部門による使用を優先するものとする。</u></p> <p>2 <u>養成部門以外の利用に係る研修所の施設の利用者、利用時間、休所日及び使用料（使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）第2条第1項第12号の高等水産研修所宿泊室等使用料をいう。以下同じ。）の納入義務者は、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="810 1787 1417 2103"> <thead> <tr> <th>施設の名 称</th> <th>利用者</th> <th>利用時間</th> <th>休所日</th> <th>使用料の納入義務者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊室</td> <td>第19条の規定による受講の許可を受けた者（以下「研修生」という。）及び研修の講師</td> <td>午後1時から利用を終了する日の午前9時まで</td> <td>なし</td> <td>研修生及び研修の講師</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名 称	利用者	利用時間	休所日	使用料の納入義務者	宿泊室	第19条の規定による受講の許可を受けた者（以下「研修生」という。）及び研修の講師	午後1時から利用を終了する日の午前9時まで	なし	研修生及び研修の講師
施設の名 称	利用者	利用時間	休所日	使用料の納入義務者							
宿泊室	第19条の規定による受講の許可を受けた者（以下「研修生」という。）及び研修の講師	午後1時から利用を終了する日の午前9時まで	なし	研修生及び研修の講師							

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="813 168 949 672"> <p>体育館</p> </td> <td data-bbox="949 168 1101 672"> <p>研修生及び研修の講師、漁業者等を対象とした講習等(以下「講習」という。)の実施者並びにスポーツ練習、地域活動等を行う者</p> </td> <td data-bbox="1101 168 1212 672"> <p>午後5時30分から午後7時30分(4月から8月までの期間は午後9時まで</p> </td> <td data-bbox="1212 168 1316 672"> <p>宮崎県の休日定める条例(平成元年宮崎県条例第22号)第2条第1項に規定する県の休日</p> </td> <td data-bbox="1316 168 1484 672"> <p>講習の実施者並びにスポーツ練習及び地域活動等を行う者</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="813 672 949 739"> <p>集合研修室及び研修室2</p> </td> <td data-bbox="949 672 1101 739"> <p>研修生及び研修の講師並びに講習の実施者</p> </td> <td data-bbox="1101 672 1212 739"> <p>午前9時から午後5時まで</p> </td> <td data-bbox="1212 672 1316 739"> <p>日</p> </td> <td data-bbox="1316 672 1484 739"> <p>講習の実施者</p> </td> </tr> </table>	<p>体育館</p>	<p>研修生及び研修の講師、漁業者等を対象とした講習等(以下「講習」という。)の実施者並びにスポーツ練習、地域活動等を行う者</p>	<p>午後5時30分から午後7時30分(4月から8月までの期間は午後9時まで</p>	<p>宮崎県の休日定める条例(平成元年宮崎県条例第22号)第2条第1項に規定する県の休日</p>	<p>講習の実施者並びにスポーツ練習及び地域活動等を行う者</p>	<p>集合研修室及び研修室2</p>	<p>研修生及び研修の講師並びに講習の実施者</p>	<p>午前9時から午後5時まで</p>	<p>日</p>	<p>講習の実施者</p>
<p>体育館</p>	<p>研修生及び研修の講師、漁業者等を対象とした講習等(以下「講習」という。)の実施者並びにスポーツ練習、地域活動等を行う者</p>	<p>午後5時30分から午後7時30分(4月から8月までの期間は午後9時まで</p>	<p>宮崎県の休日定める条例(平成元年宮崎県条例第22号)第2条第1項に規定する県の休日</p>	<p>講習の実施者並びにスポーツ練習及び地域活動等を行う者</p>							
<p>集合研修室及び研修室2</p>	<p>研修生及び研修の講師並びに講習の実施者</p>	<p>午前9時から午後5時まで</p>	<p>日</p>	<p>講習の実施者</p>							
<p>第2章 [略]</p> <p>第3条 [略] (修業期間及び定員)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 本科及び専攻科の定員は、<u>研修所の所長(以下「所長」という。)</u>が別に定める。</p> <p>第5条 [略] (休業日)</p> <p>第6条 養成部門において授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。ただし、所長は、必要があると認めるときは、臨時に休業日を定め、又は休業日であっても臨時に授業を行うことができる。</p> <p>(1) 宮崎県の休日定める条例(平成元年宮崎県条例第22号)第2条第1項に規定する県の休日</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第7条・第8条 [略] (入所試験及び入所の許可)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 前項の試験の実施の期日、場所、試験科目その他<u>入所者</u>の募集に関し必要な事項は、所長が別に定める。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>第10条・第11条 [略] (休学、退所及び復学)</p> <p>第12条 入所生は、病気その他やむを得ない理由により休学し、又は退所しようとするときは、<u>第10条に規定する保証人の連署した休学(退所)願(別記様式第4号)</u>を所長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 休学の許可を受けた入所生は、その許可を受けた期間内に休学の理由が消滅したことにより復学しようとするときは、<u>第10条に規定する保証人の連署した復学願(別記様式第5号)</u>を所長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>第13条・第14条 [略] 第3章 [略] (研修の種類)</p> <p>第15条 研修部門において行う研修の種類は、次のとおりとする。</p>	<p>3 前項の規定にかかわらず、研修所の所長(以下「所長」という。)は、必要があると認めるときは、臨時に同項に定める利用時間及び休所日を変更することができる。</p> <p>第2章 [略]</p> <p>第4条 [略] (修業期間及び定員)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 本科及び専攻科の定員は、<u>所長</u>が別に定める。</p> <p>第6条 [略] (休業日)</p> <p>第7条 養成部門において授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。ただし、所長は、必要があると認めるときは、臨時に休業日を定め、又は休業日であっても臨時に授業を行うことができる。</p> <p>(1) 宮崎県の休日定める条例第2条第1項に規定する県の休日</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第8条・第9条 [略] (入所試験及び入所の許可)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項の試験の実施の期日、場所、試験科目その他<u>入所を希望する者</u>の募集に関し必要な事項は、所長が別に定める。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>第11条・第12条 [略] (休学、退所及び復学)</p> <p>第13条 入所生は、病気その他やむを得ない理由により休学し、又は退所しようとするときは、<u>第11条の保証人の連署した休学(退所)願(別記様式第4号)</u>を所長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 休学の許可を受けた入所生は、その許可を受けた期間内に休学の理由が消滅したことにより復学しようとするときは、<u>第11条の保証人の連署した復学願(別記様式第5号)</u>を所長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>第14条・第15条 [略] 第3章 [略] (研修の種類)</p> <p>第16条 研修部門において行う研修の種類は、次のとおりとする。</p>										

<p>(1)～(4) [略]</p> <p>第16条～第18条 [略]  <u>(宿泊施設の利用)</u>                  第19条 前条に規定する受講の許可を受けた者（以下「研修生」という。）で宿泊を希望する者は、研修所に設置された宿泊施設を利用することができる。                  (修了証書の授与)                  第21条 [略]</p> <p style="text-align: center;">第4章 雑則</p> <p>第22条 [略]</p>	<p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、所長が必要と認める研修                  第17条～第19条 [略]</p> <p>(修了証書の授与)                  第21条 [略]                  第4章 施設の利用  <u>(利用の許可の申請)</u>                  第22条 研修所の施設を利用しようとする者は、所長の許可を受けなければならない。この場合において、研修生及び研修の講師にあっては、<u>宿泊室を利用する場合に限る。</u>                  2 前項の許可を受けようとする者は、<u>県立高等水産研修所施設利用許可申請書（別記様式第8号）を所長に提出しなければならない。</u>  <u>(利用の許可)</u>                  第23条 所長は、前条第2項の規定による申請に基づき、<u>研修所の施設の利用を許可するときは当該申請者に県立高等水産研修所施設利用許可書（別記様式第9号）を交付するものとし、利用の許可をしないときは当該申請者に県立高等水産研修所施設利用不許可通知書（別記様式第10号）により通知するものとする。</u>                  2 所長は、必要があると認めるときは、<u>前項の許可に管理運営上必要な条件を付すことができる。</u>  <u>(許可の基準)</u>                  第24条 所長は、当該申請者の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>研修所の施設の利用を許可しないものとする。</u>                  (1) <u>公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u>                  (2) <u>研修所の施設及び設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</u>                  (3) <u>暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）の利用に供すると認められるとき。</u>                  (4) <u>前3号に掲げるもののほか、研修所の管理運営上支障があると認められるとき。</u>  <u>(利用許可の取消しの申出)</u>                  第25条 第22条第1項本文の許可を受けた者が利用の許可の取消しの申出をするときは、<u>県立高等水産研修所施設利用許可取消申出書（別記様式第11号）を所長に提出しなければならない。</u>                  2 所長は、前項の規定による県立高等水産研修所施設利用許可取消申出書の提出があったときは、<u>当該申出書に係る利用の許可を取り消し、その旨を県立高等水産研修所施設利用許可取消通知書（別記様式第12号）により当該利用者へ通知するものとする。</u>  <u>(利用の制限)</u>                  第26条 所長は、教育及び研修に支障が生ずるおそれがある場合等必要があると認めるときは、<u>区域を定めて、研修所の施設の利用を制限することができる。</u>                  第5章 雑則                  第27条 [略]</p>
---	--

(委任) 第23条 この規則に定めるもののほか、研修所の管理に関し必要な事項は、所長が別に定める。	(委任) 第28条 この規則に定めるもののほか、研修所の管理及び運営に関し必要な事項は、所長が別に定める。
<p>別記様式第1号(その1)及び別記様式第1号(その2)中「(第8条関係)」を「(第9条関係)」に改める。</p> <p>別記様式第2号及び別記様式第3号中「(第10条関係)」を「(第11条関係)」に改める。</p> <p>別記様式第4号及び別記様式第5号中「(第12条関係)」を「(第13条関係)」に改める。</p> <p>別記様式第6号(その1)及び別記様式第6号(その2)中「(第14条関係)」を「(第15条関係)」に改める。</p> <p>別記様式第7号の次に次の5様式を加える。</p>	





様式第10号(第23条関係)

県立高等水産研修所施設利用不許可通知書

文 書 番 号  
年 月 日

様

宮崎県立高等水産研修所長 印

年 月 日付けで申請のあった県立高等水産研修所施設の利用については、下記の理由により許可できませんので、県立高等水産研修所規則第23条第1項の規定により通知します。

記

不許可の理由

様式第11号(第25条関係)

県立高等水産研修所施設利用許可取消申出書

年 月 日

宮崎県立高等水産研修所長 殿

申出者 住 所  
氏 名 ④  
電 話 番 号

( 法人等にあつては、主たる事務所の所在地  
並びに名称及び代表者の氏名 )

年 月 日付け で許可のあつた県立高等水産研修所施設の利用については、下記の理由により利用を中止したいので、県立高等水産研修所規則第25条第1項の規定により、許可の取消しを申し出ます。

記

許可の取消しを申し出る理由

様式第12号（第25条関係）

県立高等水産研修所施設利用許可取消通知書

文 書 番 号  
年 月 日

様

宮崎県立高等水産研修所長 印

年 月 日付けで取消しの申出があった県立高等水産研修所施設の利用許可については、取り消しましたので、県立高等水産研修所規則第25条第2項の規定により通知します。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(用紙に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の県立高等水産研修所規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 447号

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県都城土木事務所及び都城市土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年4月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画の種類及び名称  
都城広域都市計画道路 3・4・66号 中央西通線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 追加する部分  
都城市大王町、牟田町 の一部
  - (2) 削除する部分  
なし

公 告

医療法(昭和23年法律第 205号)第30条の6の規定により、宮崎県医療計画を次のとおり変更した。

なお、「次のとおり」は、省略し、その計画書を宮崎県福祉保健部医療業務課及び県の保健所に備え置いて縦覧に供する。

平成30年4月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第4条第1項の規定により、第12次鳥獣保護管理事業計画を変更した。

なお、当該事業計画書は、宮崎県環境森林部自然環境課、西臼杵支庁林務課及び各農林振興局林務課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年4月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

測量法(昭和24年法律第 188号)第14条第1項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成30年4月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
基本測量(機動観測)
- 2 作業地域  
えびの市
- 3 作業期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県公報第2934号により公告した公共測量(デジタル航空写真撮影(写真地図作成))が平成30年2月28日終了した旨、小林市長から通知があった。

平成30年4月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県公報第2931号により公告した公共測量(沖田地区ほ場整備地形図作成業務委託)が平成30年3月8日終了した旨、延岡市長から通知があった。

平成30年4月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県公報第2964号により公告した公共測量(数値地形図データ作成)が平成30年3月14日終了した旨、高原町長から通知があった。

平成30年4月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年4月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称  
小林市
- 2 都市計画の種類及び名称  
小林都市計画下水道  
小林公共下水道
- 3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県小林土木事務所

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成30年4月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
東諸県郡国富町大字塚原字西ノ免 321番1	東諸県郡国富町大字塚原 369番地2 オークヴィラ・トリノ老番館 201 内匠 和也、内匠 奈津美

## 選挙管理委員会告示

### 宮崎県選挙管理委員会告示第14号

平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙に係る候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第 192条第 1 項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年4月9日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙(宮崎県第一区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

24,447,100円

3 報告書の要旨

候補者氏名	内田 静 雄	候補者届出政党、所属党派	日本共産党	期 間 9月20日から 第1回分 11月 5日まで
出納責任者氏名	野村 和 子			

収 入			支 出		円
主たる寄附			人 件 費		0
(氏名)	(職 業)	(寄附額)	家 屋 費		100,000
(団体名)			選挙事務所費		100,000
		円	集 合 会 場 費		0
日本共産党宮崎県	政党支部	1,100,000	通 信 費		22,336
中部地区委員会			交 通 費		0
			印 刷 費		1,028,140
			広 告 費		362,321
			文 具 費		0
			食 糧 費		60,000
その他の寄附	件	0	休 泊 費		0
その他の収入		0	雑 費		24,239
今 回 計		1,100,000	今 回 計		1,597,036
前 回 計		0	前 回 計		0
総 計		1,100,000	総 計		1,597,036

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	150,000円
	ビラの作成	476,000円
	ポスターの作成	390,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	1,016,000円

報告書受理年月日 平成29年11月 6日 第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 29 年 10 月 22 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙 (宮崎県第一区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

24,447,100円

3 報告書の要旨

候補者氏名	内 田 静 雄	候補者届出政党、所属党派	日本共産党	11月6日から 期 間 第2回分 12月19日まで
出納責任者氏名	野 村 和 子			

収 入		支 出	円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	人 件 費	0
	(寄附額)	家 屋 費	0
	円	選挙事務所費	0
		集 合 会 場 費	0
		通 信 費	100,406
		交 通 費	0
		印 刷 費	0
		広 告 費	0
		文 具 費	0
		食 糧 費	0
その他の寄附	件	休 泊 費	0
その他の収入		雑 費	0
今 回 計	0	今 回 計	100,406
前 回 計	1,100,000	前 回 計	1,597,036
総 計	1,100,000	総 計	1,697,442

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	150,000円
	ビラの作成	476,000円
	ポスターの作成	390,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	1,016,000円

報告書受理年月日 平成 29 年 12 月 22 日 第 2 回報告分

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙(宮崎県第一区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

24,447,100円

3 報告書の要旨

候補者氏名	武井俊輔	候補者届出政党、所属党派	自由民主党	期間 9月27日から 第1回分 11月1日まで
出納責任者氏名	武井京子			

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費		1,307,000
			家 屋 費		1,489,594
			選挙事務所費		1,431,510
自由民主党宮崎県 第一選挙区支部	政党支部	7,000,000	集 合 会 場 費		58,084
			通 信 費		15,120
			交 通 費		0
			印 刷 費		1,512,540
			広 告 費		569,100
			文 具 費		207,035
			食 糧 費		367,813
			休 泊 費		0
その他の寄附	1 件	16,000	雑 費		2,275,047
その他の収入		0			
今 回 計		7,016,000	今 回 計		7,743,249
前 回 計		0	前 回 計		0
総 計		7,016,000	総 計		7,743,249

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	132,300円
	ビラの作成	408,240円
	ポスターの作成	972,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,400円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,200円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	197,500円
	計	2,081,640円

報告書受理年月日 平成29年11月6日 第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 29 年 10 月 22 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙 (宮崎県第一区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

24,447,100円

3 報告書の要旨

候補者氏名	武井 俊 輔	候補者届出政党、所属党派	自由民主党	11月 2日から 期 間 第2回分 11月 27日まで
出納責任者氏名	武井 京 子			

収 入		支 出	円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業) (寄附額)	人 件 費	0
		家 屋 費	178,200
	円	選挙事務所費	178,200
		集 合 会 場 費	0
		通 信 費	40,885
		交 通 費	0
		印 刷 費	0
		広 告 費	0
		文 具 費	0
		食 糧 費	0
その他の寄附	件	休 泊 費	0
その他の収入		雑 費	317,708
今 回 計	0	今 回 計	536,793
前 回 計	7,016,000	前 回 計	7,743,249
総 計	7,016,000	総 計	8,280,042

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	132,300円
	ビラの作成	408,240円
	ポスターの作成	972,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,400円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,200円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	197,500円
	計	2,081,640円

報告書受理年月日	平成 29 年 11 月 27 日 第 2 回報告分
----------	----------------------------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙(宮崎県第一区)  
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

24,447,100円

## 3 報告書の要旨

候補者氏名	外山 齋	候補者届出政党、所属党派	希望の党	9月21日から
出納責任者氏名	富田 敏康			第1回分 11月2日まで

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費		693,424
		円	家屋費		258,452
外山千草	団体役員	100,000	選挙事務所費		208,452
外山望	医師	1,000,000	集合会場費		50,000
増田好治	医師	100,000	通信費		2,190
			交通費		101,107
			印刷費		1,879,114
			広告費		1,353,522
			文具費		50,191
			食糧費		117,734
その他の寄附	3件	40,000	休泊費		15,120
その他の収入		1,200,000	雑費		115,970
今回計		2,440,000	今回計		4,586,824
前回計		0	前回計		0
総計		2,440,000	総計		4,586,824

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	264,600円
	ビラの作成	453,600円
	ポスターの作成	1,155,060円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	162,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	194,400円
	計	2,437,628円

報告書受理年月日 平成29年11月6日 第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 29 年 10 月 22 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙 (宮崎県第一区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

24,447,100円

3 報告書の要旨

候補者氏名	外山 齋	候補者届出政党、所属党派	希望の党	11月 7日から 期 間 第2回分
出納責任者氏名	富田 敏 康			11月15日まで

収 入		支 出	円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業) (寄附額)	人件費	0
		家屋費	0
	円	選挙事務所費	0
		集合会場費	0
		通信費	0
		交通費	0
		印刷費	0
		広告費	0
		文具費	0
		食糧費	0
その他の寄附	件	休泊費	0
その他の収入		雑費	24,150
今回計	0	今回計	24,150
前回計	2,440,000	前回計	4,586,824
総計	2,440,000	総計	4,610,974

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常業書の作成	264,600円
	ビラの作成	453,600円
	ポスターの作成	1,155,060円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	162,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	194,400円
	計	2,437,628円

報告書受理年月日	平成 29 年 11 月 17 日 第 2 回報告分
----------	----------------------------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙(宮崎県第二区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

23,377,600円

3 報告書の要旨

候補者氏名	江 藤 拓	候補者届出政党、所属党派	自由民主党	期 間	9月27日から 第1回分
出納責任者氏名	壺 岐 良 文				11月 2日まで

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費		3,478,200
		円	家 屋 費		645,357
自由民主党宮崎県 第二選挙区支部	政党支部	7,300,000	選挙事務所費		561,629
			集会会場費		83,728
			通 信 費		37,763
			交 通 費		632,558
			印 刷 費		2,256,114
			広 告 費		995,854
			文 具 費		140,392
			食 糧 費		276,202
その他の寄附	件	0	休 泊 費		84,500
その他の収入		0	雑 費		80,259
今 回 計		7,300,000	今 回 計		8,627,199
前 回 計		0	前 回 計		0
総 計		7,300,000	総 計		8,627,199

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	269,850円
	ビラの作成	281,400円
	ポスターの作成	1,137,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	198,625円
	計	2,259,585円

報告書受理年月日 平成29年11月 6日 第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 29 年 10 月 22 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙 (宮崎県第二区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

23,377,600円

3 報告書の要旨

候補者氏名	江 藤 拓	候補者届出政党、所属党派	自由民主党	11月16日から 第2回分
出納責任者氏名	壱 岐 良 文			11月21日まで

収 入		支 出	円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業) (寄附額)	人 件 費	0
		家 屋 費	1,059,925
	円	選挙事務所費	1,059,925
自由民主党宮崎県 第二選挙区支部	政党支部 500,000	集 合 会 場 費	0
		通 信 費	125,296
		交 通 費	0
		印 刷 費	66,744
		広 告 費	104,424
		文 具 費	0
		食 糧 費	0
その他の寄附	件	休 泊 費	0
その他の収入		雑 費	68,839
今 回 計	500,000	今 回 計	1,425,228
前 回 計	7,300,000	前 回 計	8,627,199
総 計	7,800,000	総 計	10,052,427

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	269,850円
	ビラの作成	281,400円
	ポスターの作成	1,137,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	198,625円
	計	2,259,585円

報告書受理年月日	平成 29 年 11 月 22 日 第 2 回報告分
----------	----------------------------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙(宮崎県第二区)  
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

23,377,600円

## 3 報告書の要旨

候補者氏名	黒木万治	候補者届出政党、所属党派	日本共産党	10月1日から
出納責任者氏名	平田信広			第1回分 10月24日まで

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費		5,000
		円	家屋費		362,000
			選挙事務所費		362,000
茄子田 和哉	団体役員	50,000	集合会場費		0
甲 斐 和敏	無職	50,000	通信費		41,544
久 我 良修	僧侶	50,000	交通費		0
七 条 千賀子	無職	50,000	印刷費		540,000
二 見 信子	無職	30,000	広告費		508,600
本 田 宏	無職	50,000	文具費		5,232
			食糧費		55,887
その他の寄附	1件	20,000	休泊費		0
その他の収入		320,000	雑費		0
今回計		620,000	今回計		1,518,263
前回計		0	前回計		0
総計		620,000	総計		1,518,263

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	108,000円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	432,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	162,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	204,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	906,000円

報告書受理年月日 平成29年11月6日 第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 29 年 10 月 22 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙 (宮崎県第二区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

23,377,600円

3 報告書の要旨

候補者氏名	河野 一郎	候補者届出政党、所属党派	幸福実現党	9月26日から
出納責任者氏名	河野 一郎			第1回分 10月26日まで

収 入			支 出	円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	45,000
		円	家 屋 費	162,858
幸福実現党	政治団体	5,000,000	選挙事務所費	162,858
幸福実現党宮崎県 本部	政治団体	81,426	集 合 会 場 費	0
			通 信 費	33,060
			交 通 費	74,636
			印 刷 費	491,750
			広 告 費	893,306
			文 具 費	4,353
その他の寄附	件	0	食 糧 費	103,642
その他の収入		3,000	休 泊 費	52,770
			雑 費	40,498
今 回 計		5,084,426	今 回 計	1,901,873
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		5,084,426	総 計	1,901,873

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成 29 年 11 月 2 日 第 1 回報告分
----------	---------------------------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙(宮崎県第三区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

23,380,300円

3 報告書の要旨

候補者氏名	井 福 美 年	候補者届出政党、所属党派	日本共産党	期 間 9月25日から 第1回分 10月25日まで
出納責任者氏名	野 中 未 希			

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費		60,000
			家 屋 費		0
			選挙事務所費		0
日本共産党宮崎県	政党支部	500,000	集 合 会 場 費		0
南部地区委員会			通 信 費		0
			交 通 費		3,157
			印 刷 費		1,194,650
			広 告 費		492,868
			文 具 費		18,704
			食 糧 費		28,964
その他の寄附	件	0	休 泊 費		83,176
その他の収入		0	雑 費		55,434
今 回 計		500,000	今 回 計		1,936,953
前 回 計		0	前 回 計		0
総 計		500,000	総 計		1,936,953

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	251,650円
	ビラの作成	315,000円
	ポスターの作成	628,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	108,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	204,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	1,506,650円

報告書受理年月日 平成29年11月 6日 第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 29 年 10 月 22 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙 (宮崎県第三区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

23,380,300円

3 報告書の要旨

候補者氏名	花 輪 智 史	候補者届出政党、所属党派	希望の党	10月 6日から 期 間 第1回分 10月 28日まで
出納責任者氏名	澤 山 信 二			

収 入				支 出	円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)		人 件 費	2,124,217
				家 屋 費	195,526
			円	選挙事務所費	195,526
成山会	政治団体	4,000,000		集 合 会 場 費	0
				通 信 費	43,232
				交 通 費	34,270
				印 刷 費	1,696,100
				広 告 費	1,272,642
				文 具 費	1,143
				食 糧 費	58,877
その他の寄附	件	0		休 泊 費	449,170
その他の収入		0		雑 費	123,652
今 回 計		4,000,000		今 回 計	5,998,829
前 回 計		0		前 回 計	0
総 計		4,000,000		総 計	5,998,829

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	269,500円
	ビラの作成	455,000円
	ポスターの作成	950,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	162,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	190,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	2,026,500円

報告書受理年月日	平成 29 年 11 月 6 日 第 1 回報告分
----------	---------------------------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙 (宮崎県第三区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
- 23,380,300円

## 3 報告書の要旨

候補者氏名	花 輪 智 史	候補者届出政党、所属党派	希望の党	期 間 11月24日から 第2回分 11月24日まで
出納責任者氏名	澤 山 信 二			

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費		0
			家 屋 費		0
			選挙事務所費		0
			集合会場費		0
			通 信 費		0
			交 通 費		0
			印 刷 費		0
			広 告 費		0
			文 具 費		0
			食 糧 費		0
その他の寄附	件		休 泊 費		0
その他の収入			雑 費		5,871
今 回 計		0	今 回 計		5,871
前 回 計		4,000,000	前 回 計		5,998,829
総 計		4,000,000	総 計		6,004,700

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	269,500円
	ビラの作成	455,000円
	ポスターの作成	950,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	162,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	190,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	2,026,500円

報告書受理年月日	平成29年12月 5日 第2回報告分
----------	--------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙 (宮崎県第三区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

23,380,300円

3 報告書の要旨

候補者氏名	古川 禎久	候補者届出政党、所属党派	自由民主党	9月28日から 期 間 第1回分
出納責任者氏名	西田 育生			11月 5日まで

収 入		支 出	円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業) (寄附額)	人件費	952,500
		家屋費	111,996
	円	選挙事務所費	111,996
自由民主党宮崎県 第三選挙区支部	政党支部 5,000,000	集会会場費	0
萩原理栄	無職 120,000	通信費	49,427
		交通費	0
		印刷費	1,945,200
		広告費	0
		文具費	44,089
		食糧費	215,105
その他の寄附	57件 168,200	休泊費	0
その他の収入	0	雑費	130,435
今 回 計	5,288,200	今 回 計	3,448,752
前 回 計	0	前 回 計	0
総 計	5,288,200	総 計	3,448,752

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	269,850円
	ビラの作成	476,000円
	ポスターの作成	1,199,350円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	1,945,200円

報告書受理年月日	平成29年11月 6日 第1回報告分
----------	--------------------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙(宮崎県第三区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
23,380,300円

## 3 報告書の要旨

候補者氏名	古川 禎久	候補者届出政党、所属党派	自由民主党	期間 11月6日から 第2回分 11月20日まで
出納責任者氏名	西田 育生			

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費		0
		円	家 屋 費		86,400
			選挙事務所費		86,400
			集合会場費		0
			通 信 費		0
			交 通 費		0
			印 刷 費		40,500
			広 告 費		556,090
			文 具 費		0
			食 糧 費		0
その他の寄附	件		休 泊 費		0
その他の収入			雑 費		5,567
今 回 計		0	今 回 計		688,557
前 回 計		5,288,200	前 回 計		3,448,752
総 計		5,288,200	総 計		4,137,309

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	269,850円
	ビラの作成	476,000円
	ポスターの作成	1,199,350円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	1,945,200円

報告書受理年月日	平成29年11月21日 第2回報告分
----------	--------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 29 年 10 月 22 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙 (宮崎県第三区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

23,380,300円

3 報告書の要旨

候補者氏名	古川 禎久	候補者届出政党、所属党派	自由民主党	11月21日から 期 間 第3回分
出納責任者氏名	西田 育生			12月 5日まで

収 入		支 出	円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業) (寄附額)	人件費	0
		家屋費	762,426
	円	選挙事務所費	199,314
		集会会場費	563,112
		通信費	100,660
		交通費	0
		印刷費	0
		広告費	0
		文具費	0
		食糧費	0
その他の寄附	件	休泊費	0
その他の収入		雑費	5,344
今 回 計	0	今 回 計	868,430
前 回 計	5,288,200	前 回 計	4,137,309
総 計	5,288,200	総 計	5,005,739

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	269,850円
	ビラの作成	476,000円
	ポスターの作成	1,199,350円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	1,945,200円

報告書受理年月日	平成 29 年 12 月 11 日 第 3 回報告分
----------	----------------------------

**宮崎県選挙管理委員会告示第15号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成30年3月19日現在次のとおりである。

平成30年4月9日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,498人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 215,611人

**宮崎県選挙管理委員会告示第16号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成30年3月19日現在次のとおりである。

平成30年4月9日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

西都市・西米良村選挙区 9,052人

**宮崎県選挙管理委員会告示第17号**

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設の指定を次のとおり変更した。

平成30年4月9日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

名 称	変更事由	新旧の別	変 更 内 容
医療法人けんゆう会 園田病院	名称	新	医療法人けんゆう会 園田病院
		旧	医療法人友愛会 園田病院
社会福祉法人スマイリング・パーク 特別養護老人ホームほほえみの園	名称	新	社会福祉法人スマイリング・パーク 特別養護老人ホームほほえみの園

えみの園		旧	社会福祉法人丸野福祉会 特別養護老人ホームほほえみの園
------	--	---	-----------------------------

--	--